

『配水管布設工事（7条）申請者施行』 事務の流れ

○配水管布設工事施行申込書（様式第6号）

— 申請者より市へ

※位置図（住宅地図等）、計画平面図を添付



●配水管布設工事施行の承認書を申請者に通知

— 市より申請者へ



○配水施設工事申込者施行申請書（様式第7号）

○配水施設工事事業者選定届、経歴書（過去の契約書の写し）

○実施計画図書（イ）（ロ）（ハ）（ニ）

（イ）実施計画書

（ロ）実施要領第6条に掲げる書類

実施設計書（工事費の内訳が分かる書類）、各種図面、施工技能を有することを証明できる書類等の写し（配水施設工事事業者選定届で選任した現場代理人の資格証の写しを添付）

（ハ）土地占用（使用）承諾書

（ニ）その他管理者が指示する書類

申請者より市へ提出
（実工事着工8週間前締切）



●配水管布設工事申請者施行の許可について（通知）

— 市より申請者へ

※白山市水道工事特記仕様書添付



工事開始 ※立ち合いや提出書類に関しては実施要領と白山市水道工事特記仕様書を確認し、様式に関しては監理課様式（工事打合せ簿・材料検査願・見本資料指定材料確認願・段階確認書）を使用

※道路使用許可・通行制限願などが必要な場合は申請者で行う



工事完了



○工事完成検査願

○完成図書

申請者より市へ



工事完成検査



○配水施設譲渡書

— 申請者より市へ

※各手順に関しては白山市水道施設整備民間工事チェックリストも併せてご確認ください。

※工事の設計を行う際は、白山市配水管設計指針を確認願います。

※工事申込を行う際は、事前に白山市水道施設整備民間施行工事実施要領を確認願います。